

駐車監視員活動ガイドライン

【西新井 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤色部分は、前回改定からの変更部分を示します。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道318号線	環状7号線	島根1-1先	新田1-1先	7-22	
2	国道4号	日光街道	六月1-24先	梅田1-1先	8-22	
3	都道461号線	尾竹橋通り	栗原4-23先	本木1-1先	8-22	
4	主要地方道58号	尾久橋通り	皿沼3-33先	小台1-19先	8-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道58号 台東川口線	江北橋通り	宮城2－4先	扇1丁目西交差点	8－22	
2	特別都道450号 新荒川葛西堤防線	江北橋通り	梅田交差点	関原の森入口交差点	8－22	
3	都道450号	東京川口線	梅田1－1先	鹿浜1－5先	8－22	荒川沿いの高速川口線高架下の通り
4	区道	大師北参道	西新井5－1先	西新井4－35先	8－22	
5	都道107号	産業道路	鹿浜2－34鹿浜郵便局先	鹿浜2－1先環状七号線鹿浜交差点	8－22	
6	区道	環七北通り	島根2－30先	鹿浜5－7先	8－22	
7	都道103号	旧日光街道	六月2－22先	梅田1－9先梅田交差点	8－22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(日光街道、環状七号線、尾竹橋通り、尾久橋通り)周辺	8－22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(旧日光街道、東京川口線、環七北通り、産業道路、大師北参道)周辺	8－22	
2	六月地域	8－22	
3	栗原地域	8－22	
4	西新井地域	8－22	
5	西新井栄町地域	8－22	
6	梅島地域	8－22	
7	梅田地域	8－22	
8	関原地域	8－22	
9	島根地域	8－22	
10	鹿浜地域	8－22	
11	皿沼地域	8－22	
12	江北地域	8－22	
13	宮城地域	8－22	
14	江北橋通り周辺	8－22	